8　各締約国は、この節に規定する要件を満たす有効な原産地証明書であって産品の一回限りの輸入に適用されるものを、当該原産地証明書が発給された日の後一年間又は両締約国が合意するその他の期間、自国の税関当局において受理することを定める。

9　輸出締約国の権限のある政府当局は、次のことを行う。

(a)　原産地証明書の発給事務に関する制度を定めること。

(b)　第四十四条の規定に基づく輸入締約国の要請に応じ、関税上の特恵待遇を要求された産品が原産品であるか否かに関する情報を提供すること。

(c)　権限のある政府当局又は指定団体が原産地証明書の発給のために使用する印章の図案を、輸入締約国に提供すること。

第三十九条のB　原産地申告

1　第三十九条(b)に規定する原産地申告については、2に規定する認定輸出者のみがこの条の規定に従って作成することができるものとする。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、輸出締約国に所在する輸出者を認定輸出者として認定し、当該輸出者が1に規定する原産地申告を作成することを認めることができる。ただし、次のことを条件とする。

(a)　当該輸出者が原産品の船積みを頻繁に行っていること。

(b)　当該輸出者が輸出締約国の法令に定める条件を満たすこと（輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が原産品であることを確認するために必要な全ての保証を提供することを含む。）。

3　輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者に対し、原産地申告に記載する認定番号を与える。

4　認定輸出者が産品の生産者でない場合には、当該認定輸出者は、当該産品が原産品であるとの情報又は誓約であって当該産品の生産者が任意に提供するものに基づいて、当該産品の原産地申告を作成することができる。当該誓約を提供する生産者は、輸出締約国の権限のある政府当局の要請があった場合には、当該権限のある政府当局に対し当該産品が原産品であることに関する必要な全ての情報を提供する。

5　両締約国は、第十条に規定する統一規則において原産地申告の申告文を定める。認定輸出者は、関係する産品について特定できるように十分詳細に記述した商業上の文書（例えば、仕入書、納品書）にタイプ印書し、押印し、又は印刷することにより、原産地申告を作成するものとする。当該認定輸出者が、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該認定輸出者を特定する原産地申告についての全ての責任であって、手書きで署名したとしたならば当該認定輸出者が負うことになったであろうものを負うことを書面により約束した場合には、当該原産地申告への当該認定輸出者による手書きの署名を必要としない。

6　当該原産地申告は、当該商業上の文書が発行された日に作成されたとみなす。

7　認定輸出者は、産品の輸出の際又はその後に、当該産品の原産地申告を作成することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定の下で適正な運用が行われているか否かについて確認することができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定をいつでも取り消すことができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者がこの条に規定する条件を満たさない場合又はその他当該認定の下で不適切な運用を行う場合には、当該輸出締約国の法令に従って、当該認定を取り消さなければならない。

8　各締約国は、この節に規定する要件を満たす有効な原産地申告であって産品の一回限りの輸入に適用されるものを、当該原産地申告が作成された日の後一年間又は両締約国が合意するその他の期間、自国の税関当局において受理することを定める。

9　輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者の認定番号の構成並びに認定輸出者の氏名又は名称、住所及び認定番号並びに認定が効力を生ずる日付に関する情報を輸入締約国に提供する。一方の締約国は、当該情報の変更（当該変更が効力を生ずる日付を含む。）を他方の締約国に通報する。

第三十九条のC　原産地証明の有効性

輸入締約国の税関当局は、原産地証明が提出のための最終期日の後に提出される場合において、その期限を遵守することができなかったことが輸出者又は輸入者にとって不可抗力によるものであるときは、当該原産地証明を受理することができる。

第四十条　輸入に関する義務

1　この節に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、他方の締約国から輸入される産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。

(a)　有効な原産地証明に基づき、当該産品が原産品であることについて書面による申告を行うこと。

(b)　申告を行う際に原産地証明を所持すること。

(c)　税関当局の要請に応じ、原産地証明を提出すること。

(d)　申告の基礎となる原産地証明が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。

輸入者は、第三十九条の規定にかかわらず、第十条に規定する統一規則の附属書二―Bに「具体的に記述する産品」として定める原産品について関税上の特恵待遇を要求する場合には、原産地証明書を提出する。

2　一方の締約国の輸入者が他方の締約国から輸入する産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該輸入者がこの条に規定する要件を満たさないときは、輸入締約国の税関当局は、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

3　各締約国は、輸入者が輸入の際に原産地証明を所持していない場合には、当該輸入者が、国内法令に従い、原産地証明及び、必要に応じて、当該輸入に関するその他の文書を当該輸入の後一年を超えない期間内に提出することができるようにすることを確保する。

第四十一条　輸出に関する義務

1　各締約国は、原産地証明書に記入し、かつ、署名した自国の輸出者が当該原産地証明書に不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由があると認めるに至った場合、第三十九条のA4の生産者がその申告書に係る原産地証明書に不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由があると認めるに至った場合又は原産地申告を作成した第三十九条のB2の認定輸出者が当該原産地申告に記載された産品が原産品でないと信ずるに足りる理由があると認めるに至った場合には、当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者が当該原産地証明書又は当該原産地申告を提供した全ての者並びに当該締約国の権限のある政府当局又は指定団体及び輸入締約国の税関当局に対して、当該原産地証明書又は当該原産地申告の正確性又は有効性に影響を及ぼし得るいかなる変更についても当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者が書面により速やかに通報することを確保する。その通報は、第十条に規定する統一規則に定める方法によって行う。当該通報が第四十四条に規定する原産品であることについての確認の開始に先立って行われ、かつ、当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者が正当に依拠することのできた事実であって産品が原産品であることを裏付けるものが原産地証明書の発給又は原産地申告の作成の際に存在していたことが立証される場合には、当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者は、不正確な原産地証明書又は原産地申告を提出したことについて罰則の適用を受けない。

2　各締約国は、第三十九条のA3の輸出者、同条4の生産者、第三十九条のB4の規定に基づいて誓約を提供した生産者又は同条2の認定輸出者が、産品が原産品であること及びこの協定に定めるその他の要件が満たされていることを証明する全ての適当な文書を、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体の要請に応じて、いつでも提出することができるよう備えておくことを確保する。